

うるま市生活困窮者自立支援事業業務説明  
(自立相談支援業務、家計改善支援業務、居住支援業務)

## 1 事業目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号以下「法」という。）第5条に規定される「生活困窮者自立相談支援事業」及び法第7条第1項に規定される「生活困窮者家計改善支援事業」、「生活困窮者居住支援事業」を実施し、生活困窮者それぞれの状況に応じた包括的な相談支援を行い、生活困窮者の抱える課題について家計改善支援事業及び居住支援事業などと一体的に支援を実施することで、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却を図るとともに、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

うるま市生活困窮者自立支援事業業務

### (2) 業務内容

別紙「うるま市生活困窮者自立支援事業業務委託仕様書

### (3) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### (4) 実施場所

うるま市役所 東棟2階

### (5) 事業対象経費

うるま市生活困窮者自立支援事業：38,526,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 【内訳】

①自立相談支援業務：30,762,600円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

②家計改善支援業務：6,309,600円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

③居住支援業務：1,454,200円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

入所者利用単価3,900円以内（1人1日あたり）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。企画提案の規模を示すためのものであることに留意し、提案価格書を作成する際は、本業務に係る経費のみを計上し委託上限額を超えてはならない。